

廿日市市移動等円滑化基本構想に基づく交通安全特定事業計画

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき，また，廿日市市移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）に即して，JR宮島口駅周辺地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）
宮島口駅前からフェリーターミナルまでについての道路の区間
主要地方道厳島公園線（宮島口駅前からフェリーターミナルまで）
- 2 前号の道路の区間において実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期
(1) 実施事業内容
ア 歩道，横断歩道，バス停留所付近及び視覚障害者誘導用ブロック上等における違法駐車の指導取締り
イ 違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施
(2) 実施予定期間
随 時
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
(1) 高齢者，身体障害者，地域住民等からの意見の聴取
上記事業の実施に当たっては，高齢者・身体障害者関連団体の代表者，地域住民，その他道路利用者等の意見聴取に努める。
(2) 関係機関との連携の強化
廿日市市及び関係道路管理者と定期的に事業の検討及び点検を行う。
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項
違法駐車車両の取締り，広報・啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して，重点的かつ計画的に実施する。